

# 所得の低い方々・子育て世帯へ給付金を支給します

## 臨時福祉給付金

本年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられました。これに伴い市では、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

【給付対象者】基準日(平成26年1月1日)に本市に住民登録し、平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない人。

ただし、扶養している人が課税される場合および生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外となります。

※税申告していない場合は、給付できないことがあります。

### 【給付額】

●給付対象者1人につき1万円  
●給付対象者の中で次に該当する人は、5千円が加算されます。

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など  
②児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

【申請方法】基準日時点で市内に住民登録がある世帯主へ、6月20日(金)までに給付金に関するチラシと申請書請求はがきを発送します。

給付対象者に該当していると思われる人は、申請書請求はがきに必要な事項を記入の上、投函してください。後日、申請書を送付します。必要書類を添付し、最寄りの総合支所市民課(市民係)へ直接提出するか、福祉事務所生活福祉課(〒987-10401 登米市南方町新石浦130番地)へ郵送してください。

給付対象者には8月中旬から給付金を振り込む予定です。

【申請受付期間】6月20日(金)～11月28日(金)

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)  
☎0220(58)5552

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るため、臨時的に給付します。児童手当の上乗せではなく、「臨時福祉給付金」と類似の給付金として、併給調整して給付します。

【給付対象者】基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当受給者(特例給付を含む)であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人。

【対象児童】給付対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童。ただし、基準日に生まれた児童も対象とし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは除きます。

### 【給付金額】

●対象児童1人につき1万円  
【申請方法】毎年5月下旬に

発送している児童手当現況届に、本給付金に関する申請書などを同封します。給付対象者に該当していると思われる人は、申請書に必要な事項を記入の上、最寄りの総合支所窓口へ直接提出するか、福祉事務所子育て支援課(〒987-10401 登米市南方町新石浦130番地)へ郵送してください。

給付対象者には8月中旬から給付金を振り込む予定です。

【申請受付期間】6月2日(月)～11月28日(金)

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係)  
☎0220(58)5562

### 給付金詐欺には「ご注意ください」

臨時福祉給付金などの給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報」の詐取」にご注意ください。

●県、市町村、厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預け払

い機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●県、市町村、厚生労働省などの職員が、臨時福祉給付金などの給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

●現時点で、県、市町村、厚生労働省などの職員が住民の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたら、郵便が届いたりしたら、市役所担当課または最寄りの警察署(または警察相談専用電話「#9110」)にご連絡ください。

### 【連絡先】

▼佐沼警察署  
☎0220(22)2121  
▼登米警察署  
☎0220(52)2121  
▼福祉事務所生活福祉課  
☎0220(58)5552  
▼福祉事務所子育て支援課  
☎0220(58)5562

# 住宅用太陽光発電システム 設置補助制度のお知らせ

市では、地球温暖化対策の一環として、「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に、設置費用の一部を補助します。

【対象者】▼市内に住所のある(予定を含む)個人で、システムを設置する建物を住宅として使用する人▼全ての市税に滞納がない人

【補助金額】▼太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワットあたり2万円(上限額8万円、千円未満切り捨て)

【対象システム】▼申請時に対象となる太陽光発電システムの設置工事に着手していないもの(建売住宅の場合は引き渡しを受けていないもの)

▼国(経済産業省)の10キロワット未満の太陽光発電設備の認定を受けるシステムで、平成27年3月31日まで電力会社に対象システムの電力需給を開始するもの▼既築住宅に設置する場合は、原則として市内に所在する事業者が受注するもの



【申し込み方法】市民生活部環境課(市役所南方庁舎2階)に備え付けの申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入し、添付書類を添えて環境課へ提出してください。申し込みの際には、必ず市の補助金交付要綱および手引をご覧ください。詳細な補助要件などを確認ください。

※注意 市の補助金の交付決定前に着工した場合(建売住宅の場合)は、補助対象外となります。ただし、平成25年度の国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の申し込み受理決定を受けて、平成26年4月1日以降に対象システムの電力受給を開始したもの、本年4月1日から4月30日までに対象システム設置に係る契約を締結されたものについては、市の補助金交付決定前に着工した(引き渡しを受けた)場合であっても対象となります。詳しくは、環境課までお

問い合わせください。  
【受付期間】5月1日(木)～平成27年3月10日(火)必着  
※上記期間内であっても、申請額の総額が市の予算額に達した場合は、受け付けを終了します。  
【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)  
〒987-10401 登米市南方町新石浦130  
☎0220(58)5553  
http://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/h26\_taioukou-hojo.html

## 自動販売機の設置者を募集します

市の施設に設置する自動販売機の設置者を募集します。設置を希望する場合は、次の内容により申し込みしてください。

### ■設置場所

施設	台数	選定方法
市クリーンセンター	1台	競争入札

【販売機の種類】清涼飲料水(酒類を除く)の自動販売機(災害救援対応型)

【設置期間】平成26年7月1日から平成29年3月31日(2年9カ月)

【設置料金】落札金額(※自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担となります)

【応募の手続き】▶設置を希望する場合は、要領および仕様書などの各種資料を総務部総務課(市役所迫庁舎2階)で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、募集内容などを確認の上、参加申込書類を提出してください。

【応募期間】5月1日(木)～23日(金)

【入札・抽選日】6月6日(金)

【申込書の提出先・問い合わせ】総務部総務課(財産係) ☎0220(22)2091

